

# 中部 I T 経営応援隊規約

(名称)

第 1 条 本隊は、中部 I T 経営応援隊（以下、「中部応援隊」という）と称する。

(目的)

第 2 条 中部応援隊は、中堅・中小企業の経営改革や I T の活用に携わる関係者が協力し、中堅・中小企業の経営改革を I T の活用により推進することにより、中部地域の中堅・中小企業の活性化を図ることを目的とする。

(活動)

第 3 条 中部応援隊は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 中堅・中小企業に対する I T 活用による経営改革意識の普及啓発事業
- (2) 中堅・中小企業の支援機関等に対する I T 活用に関する施策等の情報提供事業
- (3) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

(構成員)

第 4 条 中部応援隊は、第 2 条の目的に賛同し、中部応援隊の事業に協力する意志を有する者をもって構成する。

2 中部応援隊への加入は、所定の加入申込書により手続を行うものとする。

(運営)

第 5 条 中部応援隊の運営は、事務局が行う。

- 2 事業計画の作成、個別事業の執行等については、各県別に設ける地域支援機関連絡会からの意見を踏まえて、決定するものとする。
- 3 事務局は、応援隊の円滑な運営を図るため、必要に応じて作業部会（ワーキング・グループ）等を置くことができる。

(事務局)

第 6 条 中部応援隊の事務局は、中部経済産業局及び全体会議の協議にて決定するものとする。なお、本年度の事務局は財団法人ソフトピアジャパンとする。

(その他)

第 7 条 この規約に定めるものの他、応援隊に関する必要な規程類については、事務局が定める。

附則 この規約は、平成 16 年 11 月 19 日から施行する。

この規約は、平成 19 年 4 月 27 日から施行する。